

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日（月） 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 12名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤 徹
4番 小林平仁 5番 三本友子 6番 齋藤義夫
7番 関谷常夫 8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄
10番 小杉義光 11番 櫻井政志 12番 山田久栄

4. 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案にについて

5. 農業委員会事務局職員

局長 北村保 次長 佐藤秀一 係長 菰澤亜紀子

6. 会議の概要

（午後3時 開会）

議 長 それではただ今から、令和8年4月の農業委員会総会を開会します。
本日、出席委員は12名全員出席です。よって総会は、成立しております。
また、招集案内により出席していただいている農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので、ご意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。

（議事録署名委員の指名）
議 長 はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号6番 齋藤義夫委員、8番 三沢孝喜委員の2名をお願いします。

（議題の宣告）
議 長 議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

菰澤係長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。
6番、申請地目は田、面積495㎡です。譲渡人は相続しましたが遠隔地にお住まいで耕作が難しく、譲受人は隣の宅地と併せて購入される農家の方で耕作されるということです。
7番、申請地目は田および畑、3筆、面積合計590.25㎡です。譲渡人は遠隔

地にお住まいで耕作が難しく、譲受人は規模拡大を目指しています。

8 番、申請地目は畑、面積 6.61 m²です。譲渡人は高齢で耕作が難しく、譲受人は農家の方で農地が隣接しており、農地に行くまで利便性が良くなるため譲り受けることになりました。

9 番、申請地目は田、面積 2,442 m²です。譲渡人は仕事柄、耕作が難しく、譲受人は、譲受人は規模拡大を目指している農家の方です。

申請については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。6 番について地区担当委員の小杉委員より補足説明をお願いします。

小杉委員 譲渡人は農地と更地になっている宅地を相続しました。現在は親戚の方や、野菜の無人販売のグループの方が管理しています。譲渡人は県外在住で管理ができないため不動産屋を通じて整理を考えていたところ、宅地も含め購入したいということで話がまとまりました。譲受人は農家の方で、宅地にお孫さんが家を建て、農地の部分は農業をやっているご本人がされるということです。

議 長 7 番について、地区担当委員の矢澤推進委員にお願いしたところですが、本日欠席のため代理で小川推進委員より補足説明をお願いします。

小川委員 譲渡人は農地を相続しましたが市外にお住いのため、農地の整理を考えていました。譲受人は 3 年前から譲渡人の農地を借りて耕作をしており、昨年も農地を拡大して一生懸命やっている方で、話がまとまり譲り受けることになりました。

議 長 8 番について地区担当委員の齋藤義夫委員より補足説明をお願いします。

齋藤委員 この農地は畑の間に排水をよくするために U 字溝があり、その内側にわずかばかりの隣の方の農地がある状況です。その農地が作業するにも不便になっており、譲り受けることになりました。譲渡人もご高齢の方で農業が難しくなってきましたし、譲受人は、地域でも代表的な園芸農家ですので問題はありません。

議 長 9 番について地区担当委員の廣瀬推進委員より補足説明をお願いします。

廣瀬委員 譲渡人は将来的に耕作ができなくなるということで、農地を整理したいと思っていました。譲受人は、この農地の近隣に農地を所有していることもあり、規模拡大を目指している方で、このたび話がまとまりました。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 1 号」について原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 続いて「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

佐藤次長 「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。

2 番、申請地目は田および畑、3 筆、面積合計 199 ㎡です。転用事由は、申請人は相続により取得した土地を調査したところ、農家住宅と農作業所が建ててある地目が農地であることが判明したものです。農家住宅は昭和 55 年に建築、農作業所は平成 3 年に建築され、使用されています。立地基準は 10ha 以上の規模の一団の農地区域に集落が接続されていることから第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置することは例外許可に該当します。資料として位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、土地利用計画図の写し、土地改良区からの意見書、地元農家組合長及び町内会長から農地転用に関して支障がない旨の同意書を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。2 番について地区担当委員の廣瀬推進委員より補足説明をお願いします。

廣瀬委員 説明は事務局のとおりですが、今回、亡くなられた方と申請人の苗字が違いますが、ご兄弟で、この度お兄さんが亡くなられて、相続の段階で農地だったということがわかりました。申請人は、だいぶ前に家を出ており、土地の件についてはお兄さんに任せていたところもあり、今回誤りがわかり改めて

申請するに至りましたので、よろしくお願いします。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 2 号」について原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 続いて「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」事務局より説明願います。

佐藤次長 「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。

3 番、4 番を合わせて説明させていただきます。申請地目は畑、2 筆、面積合計 801 m²です。転用目的は農業用施設用地として農機具格納施設を建築するものです。申請人は〇〇〇〇氏と農事組合法人□□□□で、土地は〇〇〇〇氏、建物は農事組合法人の名義となります。また、〇〇〇〇氏は同組合の理事を務めています。法人は耕作地を堅調に拡大しており、将来を見越して共有機械格納施設を建設するため申請されたものです。申請地は、農業振興地域整備計画におきまして農用地区域とされた区域内の農地ですが、見附市長から令和 8 年 3 月 27 日付で農業用施設用地への用途変更許可が出されております。資料として位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、土地利用計画図の写し、土地改良区からの意見書、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書を添付してありますので、ご確認をお願いいたします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。3 番、4 番について地区担当委員 平井推進委員より補足説明をお願いします。

平井委員 事務局説明のとおりで、この農事組合法人は、これからも規模拡大を目指している法人で、譲渡人は農事組合法人の構成員の農地になります。また申請人は法人の代表を務めています。規模拡大していく上で機械の置場を確保したいそうです。農地は農用地区域ですが、許可も得ており問題ありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 3 号」について原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)
議 長 次に「議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務局より説明願います。

菰澤係長 「議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について」説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。
1 ～4 ページ、地域計画内の促進計画です。30 筆、合計面積 54,558.96 m²です。
5 ページ、地域計画外の促進計画です。6 筆、合計面積 1,208.00 m²です。
6 ページは、現在、地域計画内の農地を契約中で、耕作者側が変更になる促進計画の移転になります。6 筆、合計面積 11,656 m²です。
これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 4 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(閉会宣告)
議 長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 8 年 4 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 30 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____